

未来創生塾会則

第 1 条 (名称)

本会の名称は、未来創生プログラム（応用編）未来創生塾（以下「未来創生塾」という。）と称する。

第 2 条 本会は、ファッションタウン桐生推進協議会（以下『FT 協議会』という）内委員会の 1 プロジェクトとし、FT 協議会会則を以て運営される。

以下には未来創生塾を開催するにあたり、会員、保護者会員への規約を記す

第 3 条 (目的)

地域の教育機関（小中高大）、行政、産業界、PTA、地域住民の一体型協調体制による総合的教育プログラム（未来創生プログラム）の応用編として、年間を通じて様々な活動を親子で体験し、潤いのある未来社会の構築にむけて、感性豊かな子供達を育成することを目的とする。

第 4 条 (組織)

本会は、未来創生プログラム委員、桐生地域に在住もしくは通学する小学生と保護者、有志および大学生、高校生で構成する。

第 5 条 (会員)

- (1) 未来創生プログラム委員（FT 協議会会員、FT 協議会会則に準ずる）
- (2) 会 員 （桐生市内に通学する小学生）
- (3) 保護者会員 （会員の保護者）
- (4) コミッティティメンバー （PTA、一般）
- (5) ティーチングアシスタント（大学生、高校生）
- (6) サポーター（PTA, 一般）

第 6 条 (入会)

第 5 条 (1) は FT 協議会会則に準ずる

第 5 条 (2) (3) は公募を以て応募し所定の手続きにより認められたものとする

第 5 条 (2) (3) はスポーツ保険に加入すること

会員は誓約書を提出すること

(退会)

本会会員、保護者会員を退会する場合、会員またはその保護者が未来創生プログラム委員代表にその旨を申し出るものとする。

第 7 条 (役員)

本会の役員は次の通りとする

未来創生委員長	1 名	FT 協議会会則に準ずる
未来創生副委員長	数名	FT 協議会会則に準ずる
保護者リーダー	1 名	会員、保護者会員全般を統括する
保護者副リーダー	数名	保護者リーダーの補佐をし、保護者リーダーが 任務を遂行出来ない場合、その任務を代行する
保護者会計	数名	未来創生塾開催時、実費負担金のとりまとめ

第 8 条 (第 5 条 (1) の任期および役員任期)

第 5 条 (1) の任期および役員任期は FT 協議会会則に準ずる。

第 9 条 (第 5 条 (2) および (3) の任期)

第 5 条 (2) および (3) の任期は原則として 1 年とする。

第 10 条 (事務局)

未来創生委員会は FT 協議会に事務局を置く。

第 11 条 (会議)

保護者会員は保護者会議を開催する (必要に応じて)。

第 12 条 (保護者会)

保護者会員は全員で保護者会を組織し、未来創生塾の運営を潤滑にすすめる。

さらに、第 5 条会員すべて及び講師を積極的にサポートする。

第 13 条 (会費)

未来創生塾受講料は無料とする。

しかし、当該塾開催中に発生する実費は各自負担とする。

実費負担が発生する行事において、やむをえず欠席となり、キャンセル不能となった場合、当該会員はその実費を支払うこととする。

第 14 条 (委任)

この会則に定めるもののほか、第 5 条 (2) (3) の規約他に関し必要な事項は、未来創生委員長、副委員長に諮って定めるものとする。